

(仮称) 甲賀市自治基本条例について タウンミーティング次第

1. 開 会 19:30

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

4. まちづくりのルールの必要性及び(仮称)甲賀市
自治基本条例【素案】について

5. 質疑応答

6. 閉 会 21:00

こう か し し みんな けん しょう
甲 賀 市 市 民 憲 章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目標して、この憲章を定めます。

あい
あふれる愛に

なか ま
あなたも仲間

さん が
いろどる山河と

い ぶん か
生きいき文化

え が お
こぼれる笑顔に

こ た あん しん
応える安心

かつ りよく
うみだす活力

う でん とう
受けつぐ伝統

み らい
かがやく未来に

か ふか ゆめ
鹿深の夢を

(仮称) 甲賀市自治基本条例について タウンミーティング次第

1. 開 会 19:30

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

4. まちづくりのルール必要性及び(仮称)甲賀市
自治基本条例【素案】について

5. 質疑応答

6. 閉 会 21:00



みんなが主役のまちづくり
「(仮称)甲賀市自治基本条例」
について

～ “理想郷 甲賀” をめざして ～

1. 自治基本条例とは

自治の基本理念や市政運営の基本的な事項を定めたものです

- 自治の基本理念・・・市民が主体のまちづくり
- 市政運営の基本的な事項・・・
市民、議会、行政それぞれの役割や市民参加・協働など

1. 自治基本条例とは

自分たちのまちを

“このようにしていきたい”

ということを明確にするものです

市民、議会、行政等誰もが、目指すまちの姿を共有して、ともにまちづくりを進めていくための基礎となります。

1. 自治基本条例とは

まちづくりの担い手の

“役割と責任”

を明らかにするものです

お互いの役割を明確にすることで、それぞれの力が効果的に発揮できる環境をつくります。

1. 自治基本条例とは

まちづくりの目標に向かって進むための
“ルールや手法” を示します。

ルールや手法が明確になることで、効率的、
効果的にまちづくりが進みます。

2. なぜ今“自治基本条例”を 制定するのか？

地方分権の進展



各自治体(市町村)の自律



“自己決定・自己責任”



自治体運営ルールが必要

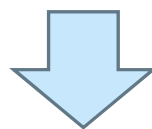
2. なぜ今“自治基本条例”を 制定するのか？

甲賀市では…

《平成22年度》

新しい地域コミュニティ組織
「自治振興会」によるまちづくり

を提案



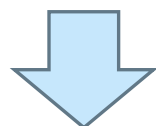
《平成23年度》

甲賀市内すべての地域で
「自治振興会」が設立

2. なぜ今“自治基本条例”を 制定するのか？

だから今、“制定”

- ・「自治振興会」がスタートして5年目
- ・甲賀市が誕生して11年が経過

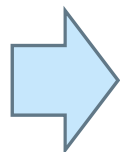


甲賀市らしい “自治基本条例”
制定時期

2. なぜ今“自治基本条例”を 制定するのか？

背景や要因より

行政が
担ってきた
「公共」



市民・コミュニティ組織・
団体・NPO・民間企
業等と行政が協働し
て担う「公共」

3. 他の自治体における “自治基本条例” の制定状況は？

(平成27年10月1日現在)

全国

329 市区町村が制定済

滋賀県内 19 市町の内

7 市町が制定済

～ NPO法人公共政策研究所の調査結果参照～

自治基本条例制定に向けた取り組み

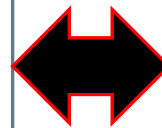
「甲賀市自治基本条例策定委員会」の設置

・委員数 14名

・任期

平成25年7月25日～

条例制定の日まで



合同

・市役所職員

22名

条例庁内

作業チーム委員

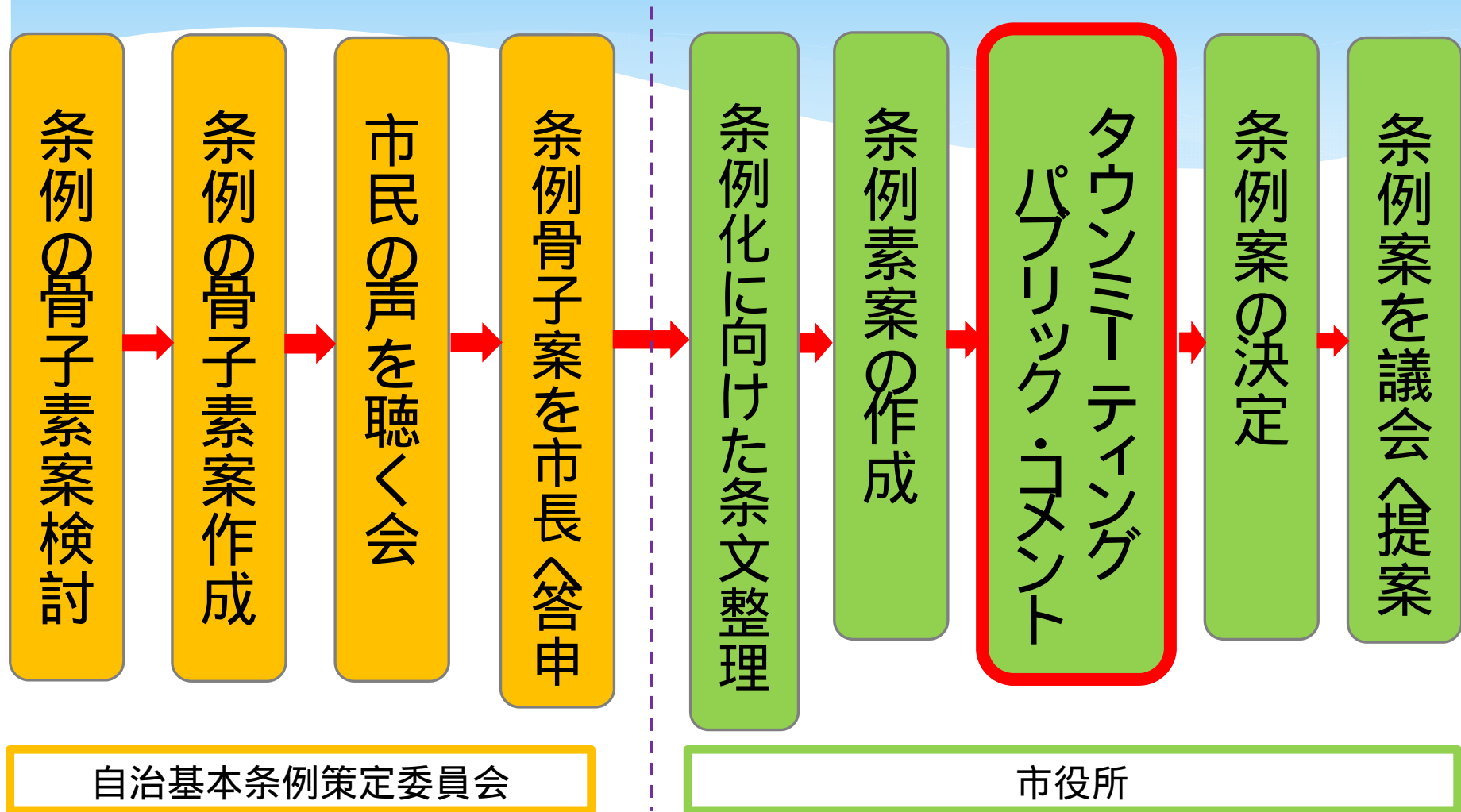
21回の策定委員会を開催

計36名の委員で骨子案を作成

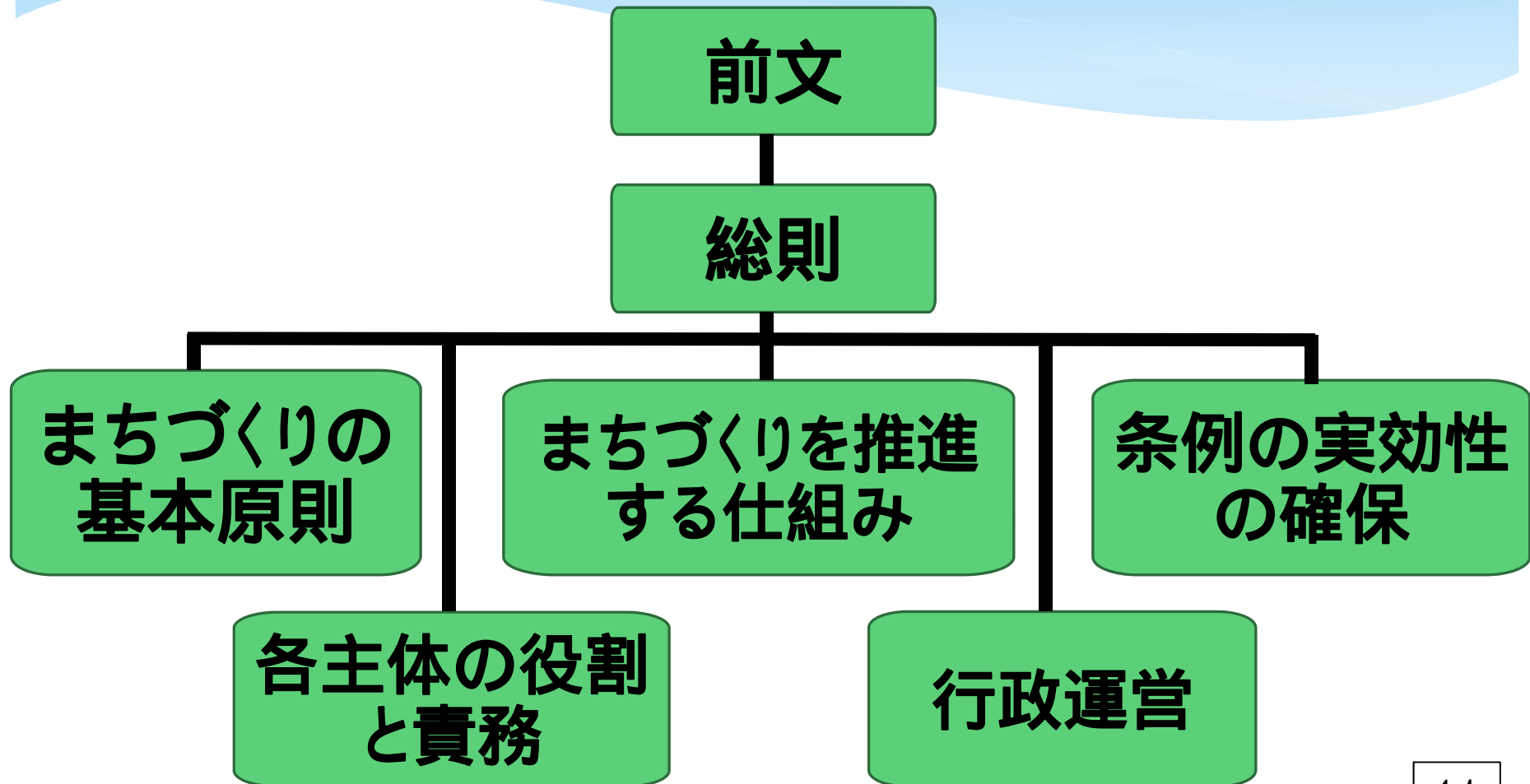
自治基本条例策定委員会 の会議の状況



6. 条例制定までの流れ



条例【素案】について(体系)



条例【素案】について(体系)

前文

第1章．総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 まちづくりの基本理念
- 第4条 目指すまちの姿
- 第5条 条例の位置づけ

第2章．まちづくりの基本原則

- 第6条 市民の権利
- 第7条 市民参加
- 第8条 子どもの権利
- 第9条 学び及び教育
- 第10条 多文化共生
- 第11条 安全安心なまちづくり
- 第12条 情報の提供及び共有

第3章．各主体の役割と責務

- 第13条 市民の役割及び責務
- 第14条 企業及び事業所の役割及び責務
- 第15条 議会及び議員の役割及び責務
- 第16条 市長等の役割及び責務

第4章．まちづくりを推進する仕組み

- 第17条 区及び自治会
- 第18条 自治振興会
- 第19条 協働によるまちづくり
- 第20条 市民活動
- 第21条 住民投票

第5章．行政運営

- 第22条 国及び他の地方公共団体の関係
- 第23条 情報の公開
- 第24条 個人情報保護
- 第25条 行政運営の基本原則
- 第26条 総合計画
- 第27条 財政運営
- 第28条 財産管理
- 第29条 行政評価
- 第30条 説明責任

第6章．条例の実効性の確保

- 第31条 条例の見直し



前 文

条例【素案】の前文 1 / 5

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈などの山々や数々の清流等、緑と水が織りなす豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

太古、古琵琶湖であった肥沃な大地は、美味しい米や茶を育て、窯業や薬業などの地場産業を生み、発展させてきました。

・甲賀の自然、産業



条例【素案】の前文 2 / 5

歴史をひもとくと、古代には紫香楽宮が遷都し、短期間とはいえ日本の中心となりました。中世には「甲賀衆」と呼ばれた武士が広く結集し、「郡中惣」という強い結びつきが生まれ、この地に合議にもとづく自治の伝統を築きました。世界に知られる「忍者」、「忍術」も、戦国の世を生き抜いてきた彼らの知恵がその源流となっています。

・甲賀の歴史、特徴



条例【素案】の前文 3 / 5

また、近世には、人・物・情報が行き交う宿場町や城下町が形成されて交通の要衝にもなり、豊かな地域文化が開花しました。東海道をはじめとして、過去から現在まで、この地域は常に「道」とともに発展し続けています。

・甲賀の歴史、特徴



条例【素案】の前文 4 / 5

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史や文化に誇りを持ち、地域を愛する心を育み、自らとそして未来ある子どもたちのために、魅力あふれる本市のまちづくりに取り組まなければなりません。

・先人への感謝と未来への決意



条例【素案】の前文 5 / 5

そこで私たちは、自治の担い手として協働により豊かな地域社会の実現を目指すために、まちづくりの基本理念や基本原則を掲げ、ここに崇高なまちづくりの規範となる甲賀市自治基本条例を制定します。

・制定の趣旨

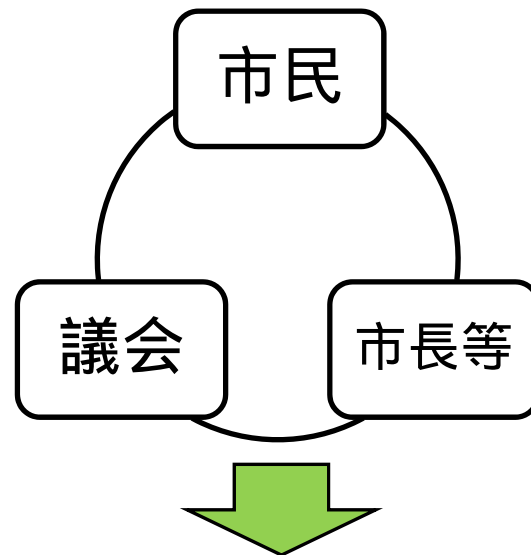




第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則並びに市民、議会及び市長等のそれぞれの役割と責務、その他本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らせる住みよいまちを実現することを目的とします。



安心して暮らせる住みよいまち

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する人、市内に通勤若しくは通学する人又は市内で事業若しくは活動を行う個人、企業、事業所若しくはその他の団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、法律の定めるところにより設けている委員会又は委員及び職員等の補助機関をいいます。

(1) 市民・・・市内に居住する者、通勤・通学者、企業等、NPO

(2) 市長等・・・市長や教育委員会といった行政委員会等、副市長、職員などの補助機関

(定義)

- (3) まちづくり 第4条に掲げるまちの姿を実現するために行われる全ての活動をいいます。
- (4) 協働 各主体が、それぞれ対等な関係のもと、互いの特徴を尊重しながら役割と責任を持って、連携・協力することをいいます。

(3)まちづくり・・・目指すまちの姿を実現するために行われるすべての活動

(4)協働・・・各主体が対等な関係のもと、役割と責任を持って連携・協力すること

(まちづくりの基本理念)

第3条 本市のまちづくりは、甲賀市市民憲章の理念に基づき推進します。

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に あなたも仲間
いろいろ山河と 生きいき文化
こぼれる笑顔に 応える安心
うみだす活力 受けつぐ伝統
かがやく未来に 鹿深の夢を

(目指すまちの姿)

第4条 市民、議会及び市長等は、まちづくりの担い手として、自ら輝く未来のために次に掲げる本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動するものとしします。

- (1) 誰もが等しく個人として尊厳と権利が守られるまち
- (2) それぞれの地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- (3) 誰もが地域で社会生活を営み、互いに支えあって安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

- ・まちづくりの主役は市民
- ・人権が尊重されるまち
- ・地域の特性を生かし、時代の変化に対応
- ・市民が支え合う福祉のまち

(条例の位置づけ)

第5条 この条例は、本市のまちづくりにおける仕組み及び活動の基本となるものです。

・甲賀市のまちづくりの基本となるもの



第2章 まちづくりの基本原則

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、協働してまちづくりに関わる権利を有します。

2 市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有します。

- ・市民のまちづくりに関わる権利
- ・誰もが等しく個人として尊重される権利

(市民参加)

第7条 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心を持って積極的に参加するよう努めます。

2 市長等は、市民の参加と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、市民が自ら考え、行動し、決定に関われるよう、多様な参加の機会を設けるよう努めます。

3 市長等は、市民より得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めます。

- ・まちづくりへの関心と積極的な参加
- ・市民の意見が政策に反映されるしくみ

(子どもの権利)

第8条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、まちづくりに参加することができるものとします。

・次代を担う子どもの権利とまちづくりへの関わり



(学び及び教育)

第9条 市民は、自らの生活をよりよくするため、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。

2 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。

3 市民及び市長等は、地域全体で子どもを育てていくために、地域の教育環境を整えることに努めます。

・前向きに学ぶ姿勢や、市民同士が自由に学べる環境の整備

・子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための環境整備

(多文化共生)

第10条 市民及び市長等は、国籍等の異なる人々が互いの文化を認め合い、共存できるまちづくりを推進します。

2 市長等は、市民が多様な文化とふれあい、交流できる環境を整えます。

・お互いの国の文化を認め合い、多文化が共存できるまちづくり



(安全安心なまちづくり)

- 第11条 市民及び市長等は、関係機関等と連携・協力し、身体や生命を脅かす事故等を予防するための仕組みを構築し、全ての市民が積極的に参加するよう啓発に努め、安全安心なまちづくりを推進します。
- 2 市民は、個人として、また、地域ぐるみで自然災害等に備えた取り組みを行い、災害時には、互いに協力しながら対処するよう努めます。
- 3 市長等は、市民及び関係機関等と連携・協力し、防災、減災につながる取り組みを進めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと、危機管理に努めます。

- ・事故やけがの予防、災害等への備え
- ・市長等の災害等に対する危機管理体制の整備

(情報の提供及び共有)

第12条 市民、議会及び市長等は、市民参加によるまちづくりを推進するために、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

2 議会及び市長等は、前項に規定する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

- ・まちづくりに関する情報の共有
- ・保有する情報の適正管理





第3章 各主体の役割と責務

(市民の役割及び責務)

第13条 市民は、まちづくりのために、できることを自ら考え、積極的に行動するとともに、互いに支え合います。

2 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの言動に責任を持ちます。

・市民同士の支え合いや社会のルールを守る責務



(企業及び事業所の役割及び責務)

第14条 企業及び事業所は、地域社会の一員として、市民及び市長等と連携・協力し、まちづくりに貢献します。

・地域社会の一員としての貢献



(議会及び議員の役割及び責務)

第15条 議会は、市民の声が公正に市政に反映されるように努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。

2 議員は、市民全体の代表者として、広く市民の利益を重んじながら職務を遂行し、市民の負託に応えます。

3 議会及び議員の責務、活動等に関しては、別に定める条例によるものとします。

・市民に開かれた機関、市民全体の代表者



(市長等の役割及び責務)


第16条 市長は、市政の基本方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴き適切に反映させます。

2 市長等は、市民全体の奉仕者として、公平、誠実、迅速かつ効率的にその所管する事務を遂行します。

3 市長等は、本市の魅力や情報を積極的に発信します。

4 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組みます。

・市長をはじめ、行政委員会、職員等の役割と責務



第4章 まちづくりを推進する 仕組み

(区及び自治会)

第17条 区及び自治会は、地域に住む人のつながりを基にした基礎的な自治組織で、地域の様々な課題解決を図り、人と人との交流並びに地域における伝統文化の継承及び発展等の取組みを行います。

2 当該地域に居住する市民は、積極的に区及び自治会の諸活動に参加することにより、身近な暮らしの中で互いに協力し、助け合い、住みよい地域をつくるよう努めます。

3 市長等は、区及び自治会と互いに協力しあえる関係をつくります。

・身近な基礎的自治組織



(自治振興会)

第18条 自治振興会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。

2 自治振興会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を会員とし、広域的な視点を持って、将来を見据えた地域づくり計画を策定し、より多くの人々の参加と自由な発想により特色ある地域をつくります。

3 市長等は、自治振興会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。

・広域的課題に取り組む自治組織



(協働によるまちづくり)

第19条 市民、議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働によるまちづくりを推進します。

・まちづくりの手段として協力し行動すること



(市民活動)

第20条 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的かつ自立的な活動に努めます。

2 市長等は、市民自らが行う公益活動の積極的な支援に努めます。

3 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘、育成及びその組織づくりを推進します。

・公共を担う自主的、主体的な活動



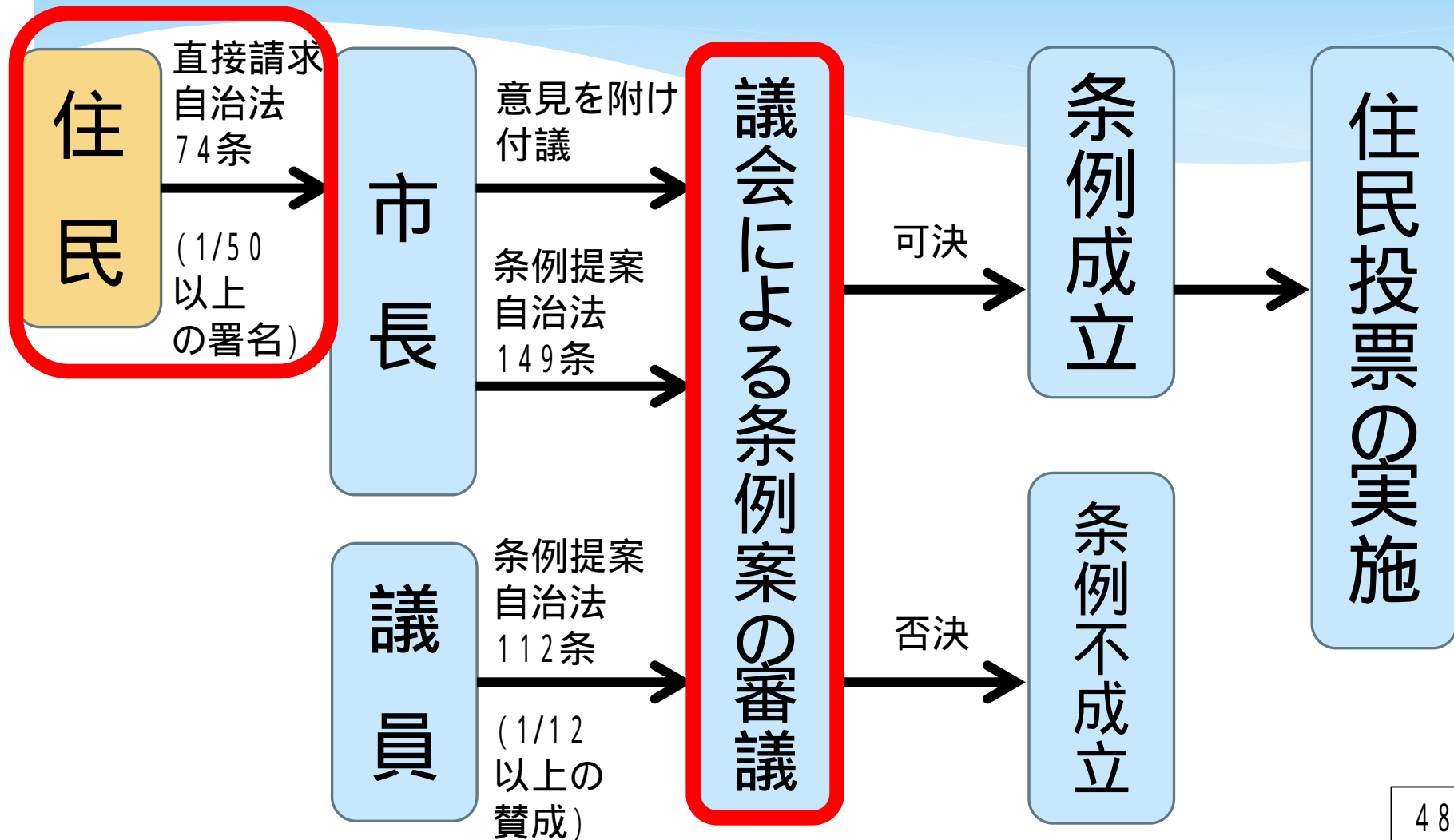
(住民投票)

第21条 市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認める場合には、広く住民（市内に住所を有する者をいいます。以下「住民」といいます。）の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例（以下「住民投票条例」といいます。）の定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、住民投票条例の制定を法令の定めるところにより、市長に請求することができます。
- 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

・住民の意思を直接確認するための制度

～ 住民投票実施までの流れ～





第5章 行政運営

(国及び他の地方公共団体の関係)

第22条 市長等は、まちづくりを推進するにあたっては、国及び他の地方公共団体と積極的に連携・協力を図るとともに、地方分権の考え方に基づいた適正な関係を築きます。

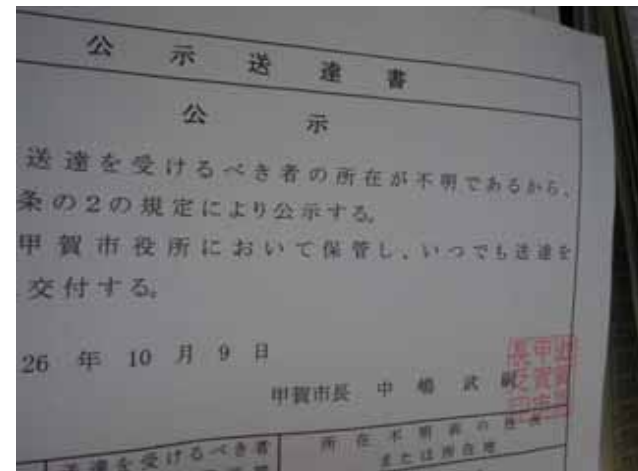
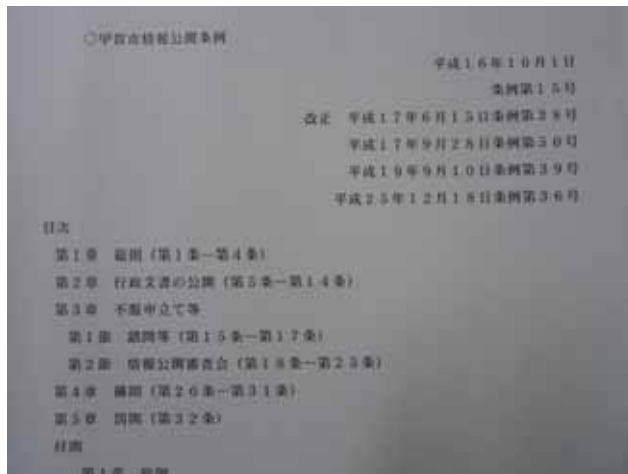
・地方分権におけるそれぞれの役割や関係



(情報の公開)

第23条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、その保有する情報を市民に公正かつ適正に公開します。

・市の保有する情報の公開



(個人情報保護)

第24条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、その取扱いに関しても個人の権利及び利益が侵害されることのないように、適切な措置を講じます。

2 市民は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利及び利益を侵害しないよう努めます。

- ・市の保有する個人情報の適正な管理
- ・市民同士のプライバシーの配慮

(行政運営の基本原則)

第25条 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、公正かつ透明性の高い行政運営を行うとともに、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるように取り組みます。

・行政運営のあるべき姿



(総合計画)

第26条 市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行い、その策定に当たっては、市民の意見を適切に反映させます。

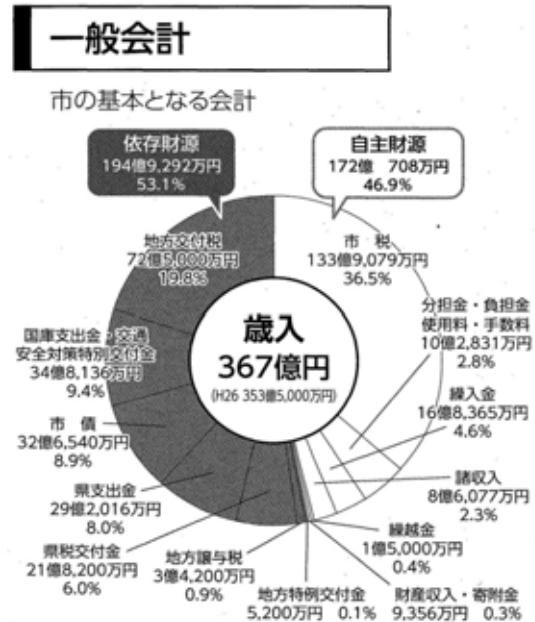
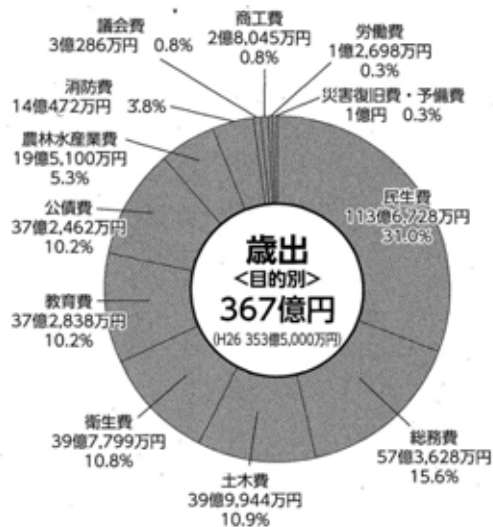
・まちづくりを推進するうえで重要な計画であり、甲賀市の将来像を示すもの



(財政運営)

第27条 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営を図ります。

・収入の確かな予測に基づいた財政運営



(財産管理)

第28条 市長等は、保有する公有財産を適正に管理し、市民の提案等を適切に反映させながら効果的に活用します。

・経済的かつ効率的に



(行政評価)

第29条 市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

・市が実施する様々な事業についての評価



(説明責任)

第30条 市長等は、行政運営の情報を計画段階から実施及び評価に至るまで、市民に適時かつ適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たすよう努めます。

・市民に公表し、分かりやすく





第6章 条例の実効性の確保

(条例の見直し)

第31条 市長等は、本条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証します。

2 市長等は前項に規定する検証に当たっては、市民が関われるように努めます。

3 市長等は、前2項に規定する検証の結果を踏まえ、本条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

・社会情勢等に応じた条例の検証

ご清聴ありがとうございました。

以上で説明を終わらせていただきます。